

**平成24・25年度 徳島市水道局
競争入札参加資格審査申請書提出要領**

徳島市水道局が発注する建設工事に関する設計業務等の委託契約に係る入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

この要領は、県外に本社、または本店を有する業者が対象です。県内の業者は受付できません。

- 1 受付期間 平成24年2月1日(水)～平成24年2月14日(火)
(土・日・祝日を除く)
受付時間：午前9時～午後4時30分(正午から午後1時までの時間を除く)
- 2 提出方法 持参のみ(郵送は受付しません)
- 3 有効期間 平成24年6月1日～平成26年5月31日【2年間】
- 4 提出書類 次のとおり提出してください。

① 提出書類 (A4サイズ) 及び提出部数一覧表

No.	提出書類名	提出部数
(1)	一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書 [統一様式 様式1]	1部
(2)	営業の沿革	
(3)	営業所一覧表 [統一様式 様式2]	
(4)	登記事項証明書(法人)、または身分証明書(個人) (写し可)	
(5)	印鑑証明書【原本】	
(6)	使用印鑑届【原本】 【徳島市指定様式第7号】	
(7)	納税証明書(国は未納無し。県・市は直前2年間分) (写し可)	
(8)	登録証明書 (写し可)	
(9)	直前2年間分の測量等実績調書 [統一様式 様式3]	
(10)	直前1年間分の建設業法施行規則別記様式の財務諸表	
(11)	ISO登録証(取得している場合のみ) (写し)	
(12)	技術職員数調 【徳島市指定様式第2号】	
(13)	委任状(年間委任がある場合)	
(14)	徳島県内の営業所等届出書 【徳島市指定様式第8号】	
(15)	経営規模等総括表 【徳島市指定様式第6-1号】	

② 提出書類の注意事項

提出書類は、徳島市（土木部土木政策課）へ提出する書類と同じです。ただし、宛名は徳島市水道局長宛、業者カード及び80円切手は不要です。

各証明書類は申請書提出時の 直前6ヶ月以内 の発行のものとし、鮮明であれば写しでもかまいません。ただし、印鑑証明書及び使用印鑑届は原本を提出してください。

別に定めるものを除き、直近の決算日（基準日）をもって記入してください。

申請書及びその添付書類に虚偽の記入をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に基づいて記入してください。

[統一様式]は、「中央公共工事契約制度連絡協議会統一様式（測量・建設コンサルタント等）」を使用してください。ただし、徳島市水道局ホームページよりダウンロードしてもかまいません。（【徳島市指定様式】もホームページよりダウンロードできます。）

③ 各提出書類の説明

(1) 競争入札参加資格審査申請書 [統一様式 様式1]

- ・ 「平成 年度において、 で行われる」の空白部分については、「平成24・25年度において、徳島市水道局で行われる」と記入してください。
- ・ 「年月日」の欄には、この申請書を提出する日を記入してください。
- ・ 「郵便番号」の欄には、主たる営業所（本店）の所在地の郵便番号を記入してください。
- ・ 「商号又は名称」の欄で、株式会社等の法人の種類を表す文字については、下記の表の略号を用いて記入してください。フリガナは不要です。

種 類	略号	種 類	略号	種 類	略号	種 類	略号
株式会社	(株)	有限会社	(有)	社団法人	(社)	協同組合	(同)
財団法人	(財)	合資会社	(資)	合名会社	(名)	協業組合	(業)
企業団体	(企)						

- ・ 「代表者氏名」の欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名との間を1文字あけてください。（印）は使用印又は実印のどちらを使用してもかまいません。
- ・ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄は、必ず主たる営業所の所在地（本社・本店）の番号を記入してください。
- ・ 「登録を受けている事業」の欄については、下記の区分にしたがって、各々該当する場合に記入してください。
 - ア 測量業者 測量法第55条による登録を受けている場合
 - イ 建築士事務所 建築士法第23条による登録を受けている場合
 - ウ 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合
 - エ 地質調査業者 地質調査業者登録規程第2条による登録を受けている場合
 - オ 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合

- カ 不動産鑑定業者 不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合
- キ 土地家屋調査士 土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合
- ク 司法書士 司法書士法第8条による登録を受けている場合
- ケ 計量証明事業者 計量法第107条による登録を受けている場合
- コ その他の登録 登録事業名等を空白の欄に記入してください。

・ 「測量等実績高」の各欄については、以下によって記入してください。

ア 「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」、「④直前2ヶ年の年間平均実績高」の各欄は、「①競争参加希望業種区分」の「測量」、「建築関係コンサルタント業務」、「土木関係コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「補償関係コンサルタント業務」の各業種のうち希望する業種について記入してください。

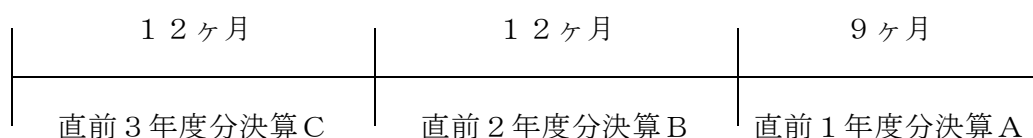
イ 「③直前1年度分決算」とは基準日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の決算を、「④直前2ヶ年の年間平均実績高」とは両決算の合計を2で除して得た額（千円未満四捨五入）をそれぞれいいます。

なお、決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄のうち、右側欄のみ記入してください。

ウ 各々の金額については、消費税を含まない金額とします。また、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記入し、実績がない業種を希望する場合には「0」を記入してください。

エ 直前2ヶ年の間に創業や営業年度の変更等があった場合には、以下の例により算定してください。

(a) 営業年度を変更したため、直前2ヶ年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合



$$\text{直前2ヶ年間の年間平均実績高} = \frac{(A + B + (C \times (24 - \text{直前1年度分決算月数} - \text{直前2年度分決算月数}) / 12))}{2}$$

(b) 新規に営業を開始したことにより、合計月数が24か月に満たない場合
直前2ヶ年間の年間平均実績高 = 各事業年度の実績高の合計額 / 2

(c) 個人企業から法人企業に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、または他の企業を吸収合併した場合

前企業または吸収合併前の各企業の契約実績（ただし、現企業の主として請け負う同業種の契約実績に限ります。）も実績に含めてください。

- ・ 「自己資本額」の各欄については、次により記入してください。
 - ア 法人においては、法人用の各欄に基準日の直前決算における財務諸表から記入してください。
 - (a) 「①払込資本金<資本金+新株式払込金>」欄は、資本金、新株式払込金、新株式申込証拠金の合計額を記入し、「②準備金・積立金」欄は、資金剰余金、利益準備金、任意積立金の合計額を記入し、「③次期繰越利益(欠損)金」欄は、次期繰越利益または次期繰越損失の額を記入してください。

また、「計(P)」欄に合計額を記入し、「(P)(再掲)」欄に同額を記入してください。
 - (b) 「直前決算時」及び「剰余(決算)金処分」の各欄は、基準日直前の決算により記入し、「決算後の増減額」欄は、当該直前決算確定日から基準日までの間における増減額を記入してください。

また、外資系企業の場合は、「①払込資本金」の合計欄の上段()内に外国資本の額を内数で記入してください。
 - イ 個人については、個人用の各欄に基準日の直前決算における財務諸表から「期首資本金」、「事業主借勘定」、「事業主貸勘定」、「事業主利益または事業主損失」を記入してください。

また、「計(P)」欄に合計額を記入し、「(P)(再掲)」欄に同額を記入してください。
- ・ 「損益計算書」、「貸借対照表」及び「経営比率」は記入しないでください。
- ・ 「外資状況」の欄は、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合のみ、該当する会社区分の番号(1, 2, 3のいずれか)に「○」印をつけ、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。なお、「2日本国籍会社(比率100%)」とは100%外国資本の会社を、「3日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。
- ・ 「営業年数等」の「④営業年数」の欄は、競争入札参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上の時は最も早い開始日)から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間(1年未満の端数は切り捨て。)を右詰めで記入してください。

また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。また、企業の合併が行われた時は合併前の各企業のうち古いものの創業時をとることができます。
- ・ 「常勤職員の数」の各欄は、平成24年2月1日において、常時雇用している従業員数を該当する欄に記入してください。また「④計」の欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記入し、「⑤役職員等」の欄には、常勤役員または事業主の数を内数で記入してください。
- ・ 「有資格者数」の欄は、該当する資格等に 平成24年2月1日 における該当者の人数を記入してください。1人で2種類以上の資格を有する場合は重複して計上してください。ただし、1・2級、士・士補等の資格を有している場合は上位のもののみ計上してください。

また、同欄中、「公共用地経験者」の欄は、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者の数を記入してください。

なお、各項目の資格の内容は別添の資格一覧表によるものとする。

(2) 営業の沿革（貴社の様式で可）

創業後の商号、住所、資本金等の変更及び合併等の年月日を年代順に記入してください。

(3) 営業所一覧表 [統一様式 様式2]

申請日現在で作成してください。

(4) 登記事項証明書（法人）、または身分証明書（個人）

- ・ 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は身分証明書を提出してください。
- ・ 登記事項証明書は、提出日時時点で添付できる最新の内容の書類を提出し、その他の書類も、提出する登記事項証明書の内容にあわせて記入してください。
- ・ 登記事項証明書の内容に変更があり、変更後の内容が記入された登記事項証明書が事務手続き上、受付期間内に提出できない場合は、変更前の内容の登記事項証明書を添付し、その他の書類も登記事項証明書の内容のとおり記入して提出し、変更後の登記事項証明書が取得できしだい、早急に変更届を提出してください。

(5) 印鑑証明書

原本 を提出してください。（申請日 **直前6ヶ月以内** のもの）

(6) 使用印鑑届 【徳島市指定様式第7号】

- ・ **原本** を提出してください。（記入内容が同様であれば貴社の様式で可）
- ・ 実印の欄に印鑑証明書に登録されている印鑑を、使用印の欄に使用印として登録する印鑑を押印してください。届出日、住所、商号又は名称、代表者の欄は必ず記入のうえ、実印または使用印のいずれかを押印してください。
- ・ また、使用印鑑を登録しない場合についても、実印及び使用印の欄に印鑑証明書に登録されている印鑑を押印してください。

(7) 納税証明書

- ・ 国税は、次の最新の納税証明書を提出してください。
- ・ 都道府県税、及び市町村税は **直前2年間分** の事業年度分を提出してください。
- ・ 都道府県税、及び市町村税は徳島市内に営業所を有する場合のみ提出してください。徳島市内に営業所を有しない者は、県税及び市町村税の納税証明書の提出は不要です。
- ・ **未納があれば、受付できません。**

ア 国税

法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」

個人：「所得税」及び「消費税及び地方消費税」

※消費税及び地方消費税については、消費税課税業者のみ必要

※「未納でない」ことの証明（法人は様式(その3-3)、個人は様式(その3-2)に限る）

イ 都道府県税

直前2年間分の事業年度分が必要（徳島市内に営業所を有する場合のみ）

法人：「法人都道府県民税」及び「事業税」

個人：「所得都道府県民税」及び「事業税」

※個人都道府県民税の納税証明書の発行は市町村（東京都を除く。）になります。

ウ 市町村税

直前2年間分の事業年度分が必要（徳島市内に営業所を有する場合のみ）

法人：「法人市町村民税」及び「固定資産税」

個人：「個人市町村民税」及び「固定資産税」

※固定資産税については社屋等を所有している場合のみ必要

(8) 登録証明書

測量業者、建築士事務所、建設コンサルタント、補償コンサルタント等の登録を受けている事業については、それぞれ登録を受けていることを証する書類を提出してください。

なお、**建設コンサルタント、補償コンサルタントについては登録部門がわかる書類**に限ります。

※建築コンサルタントの「構造」部門を希望する場合、以下の写しを提出すること

専攻建築士の専攻領域名「構造」の認定証の写し

構造設計一級建築士の認定証の写し

(9) 測量等実績調書 [統一様式 様式3]

各業種ごとに作成し、基準日 **直前2年間分** の主な完成業務及び未完成業務について記入してください。

(10) 財務諸表類

法人の場合：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表

個人の場合：貸借対照表、損益計算書

※資格審査受付期間中に直前1年の事業年度の財務諸表の調整が完了しない場合には、前年度の財務諸表により記入してください。

(11) ISO登録証

ISO認証取得事業所は、登録証（付属書を含む。）の写しを提出してください。

（測量・建設コンサルタント等業務に関して認証されたものに限りです。）

(12) 技術職員数調 【徳島市指定様式第2号】

- ・ **平成24年2月1日**現在の職員（資格を所有している方のみ）に関して記入してください。
- ・ 土木、建築もしくは設備または種類別に作成してください。
- ・ 技術職員数調の記入については、記入例を参考にしてください。

なお、技術士については登録部門及び選択科目まで、RCCM及び補償業務管理士につい

ては登録部門まで記入してください。

(13) 委任状

年間委任は、代表者による直接委任のみ受付ます。受任者（支店長等）から更に委任（営業所長等）したものは受付しません。

なお、年間委任は入札・契約に関する事項のみです。

※工事とコンサルタントの両方に申請される場合の受任者は同一の者でお願いします。

委任期間は、平成24年6月1日～平成26年5月31日となります。

(14) 徳島県内の営業所等届出書 【徳島市指定様式第8号】

申請日現在、徳島県内に営業所等を有する場合のみ提出してください。

※徳島県内に営業所等を有する場合には、徳島市水道局からの指名通知等の連絡は年間委任に関係なく、徳島県内の営業所等にさせていただきます。

(15) 経営規模等総括表 【徳島市指定様式第6-1号】

- ・ 審査申請書の「測量等実績高」の内容と一致させてください。
 - ・ 国・地方公共団体における申請業種別の最高契約業務は、平成21年度から平成23年度に契約した業務を対象としてください。
- ※委任を受けた支店等の実績だけでなく、本社の実績を記入してもかまいません。
- ※契約書の写しの添付は不要です。

④ 提出書類のつづり方

提出書類一覧を順番にファイル（A4サイズ・色は任意）に綴じ、背表紙に「平成24・25年度競争入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入して提出してください。

【問い合わせ先】

〒770-0847 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市水道局 総務課契約係

電話：(088)623-2092

この要領・提出様式等は徳島市水道局ホームページにも掲載されていますのでご覧ください。

水道局ホームページアドレス <http://www.suido.tokushima.tokushima.jp/index.html>

(メニュー「契約情報」内の「競争入札参加資格審査申請」)

技術者資格一覧表

種類	内容
一級建築士	建築士法による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備資格者	建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示による建築設備資格者の登録を受けている者
建築積算資格者	(社)日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者
二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を二級の土木施工管理とするものに合格した者
測量士	測量法による測量士の登録を受けている者
測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士	計量法による計量士(環境計量士(濃度関係、騒音・振動関係)に限る)の登録を受けている者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士	司法書士法による司法書士の登録を受けている者
技術士(建設部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(農業部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(森林部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(水産部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(上下水道部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(衛生工学部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を衛生工学部門に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(電気・電子部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気・電子部門に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(機械部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械、機械設備とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(情報工学部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を情報工学部門に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(応用理学部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(総合技術監理部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
第一種電気主任技術者	電気事業法による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者
第一種伝送交換主任技術者	電気通信事業法による第一種伝送交換主任技術者証の交付を受けている者
線路主任技術者	電気通信事業法による線路主任技術者証の交付を受けている者
APECエンジニア	アジア太平洋経済協力(APEC)が取りまとめた「APECエンジニア・マニユアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者
RCCM	(社)建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査技士	(社)全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格試験に合格し、登録を受けている者
補償業務管理士	(社)日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
公共用地経験者	官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者